

高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画

(素案)

(令和8年3月改定版)

令和8年3月

高鍋町

# 目 次

---

## I. 総論

1. 計画策定の趣旨	1
2. 行動計画の基本方針	2
(1) 対策の目的	2
(2) 基本的な考え方	2
(3) 対策実施上の留意点	4
3. 流行規模の想定	6
(1) 発生時の被害想定等	6
(2) 発生時の社会への影響	6
4. 発生段階	7
5. 対策推進のための役割分担	8
(1) 町の役割	8
(2) 県の役割	8
(3) 医療機関の役割	9
(4) 指定（地方）公共機関の役割	9
(5) 登録事業者の役割	9
(6) 一般の事業者の役割	10
(7) 町民の役割	10
6. 危機管理体制の整備	11
(1) 高鍋町新型インフルエンザ等連絡調整会議	11
(2) 高鍋町新型インフルエンザ等対策本部	12
(3) 各対策部の主な役割	13
7. 町行動計画の作成・変更手続	19

## II. 各発生段階における対策

1. 準備期	21
(1) 実施体制	21
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
(3) 予防・まん延防止	22
(4) ワクチン	23
(5) 保健	23
(6) 物資	24
(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	24
2. 初動期	26
(1) 実施体制	26
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	26
(3) 予防・まん延防止	27
(4) ワクチン	27
(5) 保健	27
(6) 物資	27
(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	28
3. 対応期	29
(1) 実施体制	29
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	29
(3) 予防・まん延防止	30
(4) ワクチン	31
(5) 保健	32
(6) 物資	32
(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	33

### III. 参考資料

1. 特定接種の対象となり得る業種・職務について	35
2. 用語解説（五十音順）	38
3. 消毒の方法	42
(1) 患者等の生活の場	42
(2) 患者の汚物等で汚染された場所	42
4. 咳エチケット	43
5. 食料品等の2週間分備蓄例	43
6. 新型コロナウイルス感染症対応の教訓	44
おわりに	47

# I .総論

## 1 .計画策定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症は、国家の危機管理に関わる問題であることから、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が平成 25 年 4 月に施行された。特措法は、新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めている。

平成 25 年 6 月には、特措法第 6 条に基づく政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定され、同年 10 月には、特措法第 7 条に基づく宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が策定された。

これらを受けて、高鍋町では、特措法第 8 条に基づき、政府行動計画及び県行動計画に基づいて、本町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項等を定めた「高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を平成 27 年 3 月に策定した。

その後、令和 2 年に新型コロナウイルス感染症が発生し、政府行動計画等が令和 6 年 7 月に抜本的に改定され、令和 7 年 3 月には県行動計画が抜本的に改定されたことに伴い、町行動計画も政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保しつつ、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえた内容に改定を行うものである。

なお、町行動計画は、様々な状況の変化や国、県の動向に応じて適宜改定するものとする。

---

## 2.行動計画の基本方針

### (1) 対策の目的

新型インフルエンザ等は、発生当初は、出現した感染症の病原性、感染力等に関する情報が限られている中で対策を講じていく必要があり、状況の進展に応じて対策を切り替えていく必要がある。

対策の目的は、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、及び町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの2点であるが、これらの2つの目的のバランスを踏まえながら対策を講じていくことが重要である。

特に、新型インフルエンザ等が発生した際に、感染拡大を抑えながら社会経済活動ができる限り維持するために、有事における対応を念頭においていた計画を立案し、平時から準備を行うことが重要である。

### (2) 基本的な考え方

町行動計画では、以下の6点を新型インフルエンザ等対策の柱とする。

#### ① 実施体制

有事に際して、国、県、他市町村及び関係機関との連携を強化し、一体となった危機管理に対応できる体制の構築を図る。

#### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

国、県等との緊密な情報連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する正しい知識と適切な対処法等の情報を、様々な媒体（ホームページ、SNS、広報紙等）を通じて迅速かつ的確に町民に発信し、双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行う。

また、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報その他県知事が必要と認める情報について、県とあらかじめ具体的な情報連携手順を協議し合意しておくものとする。有事においては、当該手順に基づき、高鍋保健所等を通じて患者等の健康観察や生活支援に必要な情報の提供を受け、町民へのきめ細かいリスクコミュニケーション

ーション及び生活支援を実施する。

### ③ 予防・まん延防止

町民に対して、感染対策についての普及啓発を推進するとともに、換気、マスク、手洗い等の基本的な感染対策の重要性について平時から理解促進を図る。

有事において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に係る施設の使用制限やイベント開催制限等については、県が決定した方針に従い、町が設置又は管理する施設について必要な対応を行う。

### ④ ワクチン

水際対策の限界やワクチン開発・製造には一定の時間を要することを踏まえ、全ての国民への迅速なワクチン接種体制の整備や、安定的なワクチン供給を受けるための取組を推進するとともに、住民接種を円滑に実施するための体制を平時から構築する。

### ⑤ 医療

町は、医療提供体制の整備の主体である県及び高鍋保健所と緊密に連携し、在宅患者への生活支援や、自宅療養者に係る情報提供を受け、必要な対応を行う。

### ⑥ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等による影響を軽減するため、町民生活の安定のための措置（生活支援、要配慮者への対応等）や、地域経済の安定のための措置（中小企業支援等）を講じる。

また、職員の感染による欠勤等を想定し、業務継続計画（BCP）を策定し、有事においても町役場機能を維持するための準備を行う。

### (3) 対策実施上の留意点

#### ① 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

また、患者等に対する差別的な取扱いや偏見が生じないよう、適切な情報発信と注意喚起を行う。

#### ② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、新型インフルエンザ等が発生した場合において、国家として危機管理を行い得るよう制定されたものであるから、国、県、市町村が相互に連携を図りながら対策を講じていく必要がある。特に、国の対策の方向性が示される場合には、町はこれに沿って対策を実施することを基本としつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う。

#### ③ 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策を講じていくには、国、県、市町村はもとより、医療機関、事業者、町民等の関係者が相互に連携し、一体となって対策に取り組む必要がある。

町は、関係機関との平時からの連携体制の構築に努め、有事においては迅速な情報共有と協力体制の確保を図る。

#### ④ 記録の作成・保存

今後の危機管理の教訓とするため、新型インフルエンザ等対策の実施に際しては、当該対策に係る情報提供の内容、対策の実施状況、町民等からの相談・意見等について、適切に記録を作成し、保存するものとする。

#### ⑤ 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人その他特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、新型インフルエンザ等に感染した場合に重症化するリスクが高い者も含まれることから、情報提供や予防・まん延防止対策、医療提供

等の各段階において十分に配慮するとともに、有事においては在宅の要配慮者への生活支援体制を速やかに構築する。

#### ⑥ 要社会的影響への対策

新型インフルエンザ等の発生により、多くの町民が感染し、又は感染のおそれがある中で、事業者や町民が適切に対策を講じつつ、できる限り日常の社会生活を維持していくことが重要である。

町は、町民生活及び地域経済の安定のため、生活関連物資等の価格高騰や買い占め防止のための監視・注意喚起、中小企業や個人事業主への支援、要配慮者への見守り・生活支援等の対策を講じる。

---

### 3. 流行規模の想定

#### (1) 発生時の被害想定等

新型インフルエンザ等発生の流行規模は、出現するウイルスの病原性や感染力の強さにより異なることから、現時点での流行の規模を正確に予測することは困難である。しかしながら、対策の立案にあたっては、甚大な被害が発生する可能性を想定しておく必要がある。町行動計画においては、政府行動計画における考え方を踏まえ、過去のパンデミックのデータ等を参考にしつつ、最悪の事態も想定した準備を進めることとする。

#### (2) 発生時の社会への影響

流行のピークが異なることから地域差や仕事の業務形態による差があるものの、全国的に従業員本人や家族のり患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、物資の不足、物流の停滞等が予測され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

さらに、保育所や学校及び通所施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等により生活範囲が縮小するほか、食料品及び生活必需品等の生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

新型コロナウイルス感染症の経験から、長期にわたる感染拡大は、町民の心身の健康、教育、経済活動等に深刻な影響を及ぼすことが明らかとなっており、これらの影響を最小限に抑えるための対策を講じることが重要である。

---

## 4.発生段階

町行動計画における発生段階は、以下のとおりとする。

※町行動計画における発生段階は、政府行動計画の発生段階を基本としつつ、町の対応実態に即して区分したものである。

### 発生段階の分類

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等が発生していない状態（予防や準備等、事前準備の期間）
初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が設置され基本的対処方針が実行されるまでの期間
対応期	基本的対処方針が実行されてから、町対策本部が廃止されるまでの期間

---

## 5. 対策推進のための役割分担

### (1) 町の役割

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、住民の生活を支え、地域における感染症対策の推進に重要な役割を担っている。

町は、特措法、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の役割を担うものとする。

- 町行動計画の作成・実施
- 町対策本部の設置・運営
- 県及び高鍋保健所との連携、情報共有
- 町民への情報提供・リスクコミュニケーション
- 住民接種の実施
- 要配慮者への生活支援
- 町民生活及び地域経済の安定に関する措置
- 町の業務継続計画（BCP）に基づく業務の継続
- その他新型インフルエンザ等対策に関し必要な措置

### (2) 県の役割

県は、区域内における新型インフルエンザ等対策の推進に関する事務を総合的に行う役割を担っている。

- 県行動計画の作成・実施
- 県対策本部の設置・運営
- サーベイランス、積極的疫学調査の実施
- 医療提供体制の確保

- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施（施設使用制限等）
- 市町村との連携、情報共有・支援

### (3) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の診断・治療、入院医療の提供等の医療を担う重要な機関である。

- 医療機関における外来診察
- 医療従事者への感染対策、業務継続
- 保健所、県、町との連携

### (4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法第3条第5項及び第6項に基づき、その業務に  
関し、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

- 業務計画の作成
- 新型インフルエンザ等対策の実施

### (5) 登録事業者の役割

特措法第28条に基づき県知事から特定接種の対象となる事業者として登録された事業者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等発生時においても、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する重要な役割を担っている。

- 業務継続計画（BCP）の作成、従業員への教育・訓練
- 新型インフルエンザ等発生時における業務の継続

## (6) 一般の事業者の役割

事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染防止策の徹底、業務の継続、従業員の健康確保に努める責務を有する。

- 感染防止対策の実施
- 従業員の健康管理、欠勤時の対応
- 業務継続の工夫（時差出勤、テレワーク等）

## (7) 町民の役割

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から感染症対策についての情報収集に努め、発生時には適切な感染対策を実践することが重要である。

- 手洗い、換気、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践
- 正しい情報に基づく冷静な行動
- 不要不急の外出自粛等の協力
- ワクチン接種への協力
- 食料品、生活必需品等の適切な備蓄

---

## 6.危機管理体制の整備

### (1) 高鍋町新型インフルエンザ等連絡調整会議

#### 【設置】

町は、準備期から平時における新型インフルエンザ等対策の準備を推進するため、「高鍋町新型インフルエンザ等連絡調整会議」（以下「町連絡調整会議」という。）を設置する。

#### 【所掌事務】

町連絡調整会議は、以下の事務を所掌する。

- ・ 新型インフルエンザ等に関する訓練の企画・実施に関する事項
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の収集・共有に関する事項
- ・ その他新型インフルエンザ等対策の準備に関する事項

#### 【組織】

- ・ 議長：副町長
- ・ 副議長：健康保険課長
- ・ 委員：総務課長、財政経営課長、地域政策課長、危機管理課長、町民生活課長、農業政策課長、上下水道課長、教育総務課長、社会教育課長、福祉課長
- ・ 事務局：健康保険課

## (2) 高鍋町新型インフルエンザ等対策本部

### 【設置】

町は、以下のいずれかに該当する場合に、「高鍋町新型インフルエンザ等対策本部」（以下「町対策本部」という。）を設置するものとする。

1. 国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出したとき（特措法第34条に基づく設置）
2. その他町長が必要と認めるとき（任意設置）

### 【所掌事務】

町対策本部は、以下の事務を所掌する。

- 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び共有に関する事項
- 町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 国、県、高鍋保健所、関係機関等との連絡調整に関する事項
- 住民接種の実施に関する事項
- 町民への情報提供・リスクコミュニケーションに関する事項
- 要配慮者への支援に関する事項
- 町民生活及び地域経済の安定に関する事項
- その他新型インフルエンザ等対策に関し必要な事項

### 【組織】

町対策本部は、本部長（町長）、副本部長（副町長）、本部員（各課等の長）及び各対策部をもって構成する。

### 【廃止】

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止するものとする。

また、特措法によらない基本的な感染症対策に移行することが適當と認められる場合には、国及び県の方針を踏まえつつ、状況に応じて町対策本部を廃止し、

平時の体制へ段階的に移行する。

### 【対策部の設置】

町対策本部の下に、以下の対策部を設置する。

1. 総務対策部（健康保険課、総務課、危機管理課、議会事務局）
2. 財政広報対策部（地域政策課、財政経営課、会計課）
3. 住民対策部（町民生活課、税務課）
4. 健康福祉対策部（健康保険課、福祉課）
5. 農政商工対策部（農業政策課、農業委員会事務局、地域政策課）
6. 土木対策部（上下水道課、建設管理課）
7. 文教対策部（教育総務課、社会教育課）

### (3) 各対策部の主な役割

#### 【各対策部に共通する役割】

1. 町対策本部から所管する事務として命ぜられる事務の実施に関すること
2. 所属する町施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・利用制限の要請等に関すること
3. 関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関するこ
4. 町の業務の維持継続に関するこ
5. 関係機関との連携・調整に関するこ
6. 各部間の応援（職員・車両等）に関するこ

## 【総務対策部】（部長：健康保険課長）

- 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出、行事等の自粛要請に関すること
- 町対策本部の設置及び運営に関すること
- 各部間の連絡調整及び統制に関すること
- 県対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- 対策本部機能維持のための必要な資機材の調達に関すること
- 業務継続計画（BCP）に基づく業務継続に関すること
- 職員への情報提供に関すること
- 職員の勤務体制及び業務継続に関すること
- 職員の健康管理及び予防接種を含めた感染対策に関すること
- 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること
- 活動人員に対する食料品や飲料水等の提供に関すること
- 防災行政無線等による町民への情報等の広報及び伝達に関すること
- 東児湯消防組合との連絡及び調整に関すること
- 車両の調達及び緊急通行車両の運用に関すること
- 諸団体（自主防災組織、町民団体、自治公民館）への協力要請に関すること
- 食料品及び生活必需品等の安定供給に関すること
- 県や他の地方自治体との連絡、応援等の措置に関すること
- 協定の締結に関すること
- 感染対策に係る物資及び資材の備蓄、調達並びに運搬に関すること
- 対策の記録の作成・保存及び公表に関すること

- 人権相談・差別防止に関すること
- 備蓄物資の管理に関すること
- 生活関連物資等の価格の安定等に関すること

#### **【財政広報対策部】（部長：地域政策課長）**

- 関連情報及び活動の情報の収集、広報車等による町民への情報等の広報及び伝達に関するこ
- 関連情報の発表に関わる総合調整に関するこ
- 報道機関との連絡調整に関するこ
- 町ホームページ、SNS等を活用した情報発信に関するこ
- 多言語による情報提供に関するこ
- 町民からの相談・問い合わせ対応（コールセンター）に関するこ
- リスクコミュニケーションに関するこ
- 新型インフルエンザ等対策の財政措置に関するこ
- 公共交通機関の業務継続の要請等に関するこ
- 義援物資・義援金の受付、管理・配分に関するこ

#### **【住民対策部】（部長：町民生活課長）**

- 戸籍届出・住民異動届出等に関するこ
- 外国人住民への情報提供・支援に関するこ
- 一時的な遺体安置所の開設及び埋葬場所の確保に関するこ
- 身元不明の遺体の収容並びに埋火葬に関するこ

- 廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬及び処理に関すること
- 火葬許可及び火葬場に関すること
- 埋火葬の円滑な実施及び遺体安置施設の確保に関すること
- 火葬業務に従事する職員の感染防止対策に関すること
- 資源の使用抑制、ごみの排出規制に関すること
- 町税の徵収猶予等に関すること

#### 【健康福祉対策部】（部長：健康保険課長）

- 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関すること
- 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること
- 保育所、幼稚園、児童館及び児童クラブ等の感染及び感染拡大防止に関すること
- 介護保険施設及び福祉施設等の感染及び感染拡大防止に関すること
- 要配慮者（ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯・障がい者世帯等）の把握及び支援に関すること
- 在宅で療養する患者等への生活支援に関すること
- 食品衛生に関すること
- 高鍋保健所、医師会及び歯科医師会等との連携調整に関すること
- 新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること
- 感染症に関する相談対応に関すること
- 感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関すること

- 感染予防・まん延防止の普及啓発に関するこ
- ボランティア等の受け入れに関するこ
- 町民に対する予防接種に関するこ
- 職員に対する予防接種（特定接種）の実施体制に関するこ
- 町行動計画の策定、見直しに関するこ
- 県からの健康観察への協力に関するこ
- 自殺対策・こころの健康支援に関するこ
- 生活困窮者への支援に関するこ
- 児童福祉・子育て支援に関するこ

#### **【農政商工対策部】（部長：農業政策課長）**

- 家きん・野鳥等の大量の不審死、鳥インフルエンザが疑われる家きん・野鳥等の検査等への協力及び処分等に関するこ
- 家きん・鳥類を飼養している者に対する注意事項の周知に関するこ
- 事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関するこ
- 商工・観光施設の管理防疫に関するこ
- 農林水産施設の管理防疫に関するこ
- 企業活動の縮小要請に関するこ
- 大規模集会及び興業施設の活動自粛要請に関するこ
- 町民への社会活動制限への強化徹底に関するこ
- 食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連携に関するこ
- 中小企業・事業者への支援に関するこ

- 農林水産業への影響対策に関すること
- 観光産業への影響対策に関すること

**【土木対策部】（部長：上下水道課長）**

- 上下水道の維持・管理に関すること
- 飲料水の確保及び安定供給に関すること
- 電気、ガス及び水道等のライフライン事業者への業務継続の要請に関すること
- 道路、橋梁等の公共施設の管理に関すること

**【文教対策部】（部長：教育総務課長、副部長：社会教育課長）**

- 小中学校における感染及び感染拡大防止に関すること
- 学校の臨時休業等に関すること
- 児童生徒の健康管理及び学習支援に関すること
- 学校教育・社会教育・社会体育施設の管理及び防疫に関すること
- 学校教育・社会教育・社会体育施設の利用制限に関すること
- 給食センターの運営及び給食の提供に関すること

---

## 7. 町行動計画の作成・変更手続

町は、町行動計画を作成し、又は変更するに当たっては、政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保するとともに、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞くものとする。

また、町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務の実施に必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成し、又は変更するものとする。

---

## II.各発生段階における対策

町行動計画は、特措法第8条第2項各号に基づき、対策の目標を達成するために、下記の主要項目について、各発生段階における実施すべき対策について記載する。対策の実施については、主担当課が中心となり関係する課と連携をとって対応する。

### 【主要項目】

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. 予防・まん延防止
4. ワクチン
5. 保健
6. 物資
7. 町民生活及び地域経済の安定の確保

※感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況の把握及び分析（サーベイランス）については、町は、国・県の要請に応じて適宜協力する。具体的には、県・高鍋保健所からの情報提供依頼への対応、学校や福祉施設等における集団発生情報の報告等を行う。

## 1.準備期

本行動計画における「準備期」とは、総論4.発生段階に定めるとおり、新型インフルエンザ等が発生していない状態(予防や準備等、事前準備を行う期間)をいう。

主要項目	主な対策	主担当課
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>○行動計画・業務継続計画の作成・見直し<ul style="list-style-type: none"><li>・政府行動計画、県行動計画及び市町村行動計画作成の手引き等を踏まえ、町行動計画の作成・見直しを行う。<ul style="list-style-type: none"><li>・町行動計画の作成・変更に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。</li><li>・有事においても町役場機能を維持するため、業務継続計画（BCP）を作成・見直しする。</li></ul></li></ul></li><li>○体制整備・訓練<ul style="list-style-type: none"><li>・町対策本部の設置・運営に必要な体制を整備する。</li><li>・政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、実践的な訓練を実施する。</li><li>・各課等における対策の役割分担を明確にし、有事に速やかに対応できるよう準備を行う。</li></ul></li><li>○連携体制の構築<ul style="list-style-type: none"><li>・県、高鍋保健所、関係機関等との連携体制を構築する。</li><li>・患者等情報の連携手順について、あらかじめ県・高鍋保健所と協議し、合意しておく。</li></ul></li></ul>	健康保険課 総務課

主要項目	主な対策	主担当課
(2) 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集・提供体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、高鍋保健所等からの情報を迅速に収集・共有するための体制を整備する。</li> <li>・町民への情報提供手段（ホームページ、SNS、広報紙、防災行政無線等）の整備・充実を図る。</li> <li>・要配慮者への情報伝達手段（多言語対応、音声・点字等）について検討・準備する。</li> </ul> </li> <li>○相談窓口の設置準備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等発生時に、国からの要請を受けて相談窓口（コールセンター等）を設置できるよう、体制整備を進める。</li> </ul> </li> <li>○平時からの普及啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等に関する基本的な知識、予防方法等について、町民への普及啓発を行う。</li> <li>・不確かな情報やデマの拡散防止について、平時から注意喚起を行う。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課 地域政策課
(3) 予防・まん延 防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な感染対策の普及啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い、換気、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染対策について、町民への普及啓発を推進する。</li> <li>・学校、保育所、社会福祉施設等において、日常的な感染対策の徹底を促す。</li> </ul> </li> <li>○施設の感染対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が設置又は管理する施設における感染対策（消毒、換気、3密回避等）の実施方法を整理する。</li> </ul> </li> <li>○イベント等の開催基準の整理           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有事における町主催イベント等の開催・延期・中止の判断基準を検討・整理する。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課 教育総務課 福祉課 総務課

主要項目	主な対策	主担当課
(4) ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接種体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民接種を円滑に実施するため、県、高鍋保健所、医療機関等と連携し、接種体制を整備する。</li> <li>・接種会場（集団接種会場・個別接種医療機関）の確保について検討する。</li> <li>・高齢者施設等への出張・巡回接種体制を検討する。</li> <li>・接種に必要な人員（医師、看護師、事務従事者等）の確保について関係機関と調整する。</li> </ul> </li> <li>○特定接種の準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定接種（医療従事者、公務員等への先行接種）の対象者、接種順位について、国の方針を踏まえて準備する。</li> </ul> </li> <li>○接種記録システムの準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種記録を管理するシステムの整備・活用について準備する。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課
(5) 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、高鍋保健所、医療機関等との連携体制を構築する。</li> <li>・在宅療養者への生活支援のため、高鍋保健所との情報連携手順を確認する。</li> </ul> </li> <li>○自宅療養者支援の準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅療養者への食料品・生活必需品の支援体制を検討する。</li> <li>・パルスオキシメーター等の医療機器の貸出体制を準備する（県との役割分担を確認）。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課

主要項目	主な対策	主担当課
(6) 物資	<p>○備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町として、対策本部機能の維持及び感染対策に必要な物資・資機材（マスク、消毒液、防護具等）を計画的に備蓄する。</li> <li>・備蓄物資について、定期的に数量・使用期限を確認し、適切に管理する。</li> <li>・東児湯消防組合に対し、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を要請する。</li> </ul> <p>○町民・事業者への備蓄勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民及び事業者に対し、食料品、生活必需品等の一定程度の備蓄について勧奨する。</li> </ul>	健康保険課 危機管理課
(7) 町民生活・地域経済の安定確保	<p>○要配慮者支援の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要配慮者について、県、高鍋保健所との情報連携手順をあらかじめ協議し、合意しておく。</li> <li>・有事における要配慮者への見守り・生活支援体制（食料品・日用品の配布、安否確認等）を検討・準備する。</li> </ul> <p>○生活関連物資等の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連物資等の価格高騰・買い占めの監視体制を確認する。</li> <li>・物価担当部局（県）との連携体制を確認する。</li> </ul> <p>○事業者支援の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有事における中小企業・事業者支援のための施策（融資、補助金、相談窓口等）について検討する。</li> </ul>	健康保険課 福祉課 危機管理課 地域政策課 町民生活課 総務課

主要項目	主な対策	主担当課
	<p>○火葬体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有事に火葬能力を超える死亡者が発生した場合を想定し、遺体安置施設の確保、近隣市町村との広域連携について検討・準備する。</li> </ul> <p>○行政手続のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種支援金・給付金等の事務手続のデジタル化を検討する。</li> </ul>	

## 2. 初動期

本行動計画における「初動期」とは、総論4.発生段階に定めるとおり、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が設置され基本的対処方針が実行されるまでの期間をいう。

主要項目	主な対策	主担当課
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>○情報収集・警戒体制<ul style="list-style-type: none"><li>・国、県、高鍋保健所等からの情報を収集し、町内の状況を把握する。</li><li>・町連絡調整会議を開催し、対策の準備状況を確認する。</li></ul></li><li>○町対策本部設置の準備<ul style="list-style-type: none"><li>・政府対策本部設置又は緊急事態宣言発出に備え、町対策本部の設置準備を行う。</li></ul></li><li>○業務継続計画に基づく対応準備<ul style="list-style-type: none"><li>・国からの要請を受けて、町の業務継続計画(BCP)に基づき、優先業務の実施体制の確認及び人員配置の準備を行う。</li></ul></li><li>○予算の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・機動的な対策実施のため、予備費の充当や補正予算の編成、必要に応じた地方債の発行について検討・準備を行う。</li></ul></li></ul>	健康保険課 総務課
(2) 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>○情報収集・提供<ul style="list-style-type: none"><li>・国、県、高鍋保健所からの最新情報を収集し、町民に対し正確かつ迅速に提供する。</li><li>・発生状況、予防方法、医療機関の受診方法等について広報する。</li><li>・不確かな情報やデマの拡散防止について注意喚起を行う。</li></ul></li></ul>	健康保険課

主要項目	主な対策	主担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの要請を受けて、相談窓口（コールセンター等）を設置し、その設置及び利用方法について町民に周知する。</li> </ul> </li> </ul>	
(3) 予防・まん延 防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染対策の徹底呼びかけ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民に対し、手洗い、換気、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底を呼びかける。</li> <li>・町が設置又は管理する施設における感染対策を強化する。</li> </ul> </li> <li>○イベント等の開催判断           <ul style="list-style-type: none"> <li>・町主催イベント等について、準備期に整理した判断基準に基づき、開催・延期・中止を判断する。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課 総務課
(4) ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接種体制の最終確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民接種開始に備え、接種会場、人員、物資等の準備状況を最終確認する。</li> <li>・県、高鍋保健所、医療機関等と連携し、接種開始に向けた調整を行う。</li> </ul> </li> <li>○特定接種の準備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方針に基づき、特定接種の実施準備を行う。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課
(5) 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療提供体制の確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、高鍋保健所との連携のもと、町内の医療提供体制の状況を確認する。</li> <li>・自宅療養者への支援体制の準備状況を確認する。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課
(6) 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄物資の確認・調達           <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄物資の在庫状況を確認し、不足が見込まれる場合は追加調達を行う。</li> <li>・国、県からの物資供給の調整状況を確認する。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課 危機管理課

主要項目	主な対策	主担当課
(7) 町民生活・地域経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者への支援準備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要配慮者への安否確認・見守り体制を準備する。</li> <li>・高鍋保健所から提供される情報を基に、生活支援が必要な者を把握する。</li> </ul> </li> <li>○生活関連物資等の監視           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連物資等の価格・供給状況を監視し、買い占め・価格高騰があれば注意喚起を行う。</li> </ul> </li> <li>○火葬体制の確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場の稼働状況を確認し、遺体安置施設の確保について準備する。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課 福祉課 危機管理課 町民生活課

### 3. 対応期

本行動計画における「対応期」とは、総論4. 発生段階に定めるとおり、基本的対処方針が実行されてから、町対策本部が廃止されるまでの期間をいう。

主要項目	主な対策	主担当課
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>○町対策本部の設置・運営<ul style="list-style-type: none"><li>・国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出したとき、又は政府対策本部が設置されたときは、町対策本部を設置する。</li><li>・町対策本部において、対策に関する方針を決定し、各対策部に指示を行う。</li><li>・国、県、高鍋保健所等と緊密に連携し、最新の情報を収集・共有する。</li></ul></li><li>○業務継続計画に基づく対応<ul style="list-style-type: none"><li>・業務継続計画（BCP）に基づき、優先業務を継続し、縮小・延期する業務を整理する。</li><li>・職員の健康管理・感染対策を徹底し、町役場機能を維持する。</li></ul></li><li>○事務の代行要請<ul style="list-style-type: none"><li>・感染まん延により町の事務の全部又は大部分が行えなくなった場合は、特措法に基づき、県に対して事務の代行を要請する。</li></ul></li></ul>	健康保険課 総務課
(2) 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>○情報提供<ul style="list-style-type: none"><li>・発生状況、感染対策、医療機関の受診方法、支援制度等について、町民に対し継続的に情報提供を行う。</li><li>・正確な情報を発信し、不確かな情報やデマの拡散防止に努める。</li></ul></li></ul>	健康保険課 総務課

主要項目	主な対策	主担当課
	<p>○相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの要請を受けて設置した相談窓口（コールセンター等）については、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態の期間中、必要な体制を維持し、双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを継続する。</li> <li>・相談内容を集約・分析し、町民のニーズを把握して対策に反映する。</li> </ul> <p>○差別・偏見防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者・療養者やその家族、医療従事者等に対する差別・偏見が生じないよう、適切な情報発信と注意喚起を行う。</li> </ul>	
(3) 予防・まん延 防止	<p>○感染対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民に対し、基本的な感染対策の徹底を継続して呼びかける。</li> <li>・町が設置又は管理する施設における感染対策を継続する。</li> </ul> <p>○緊急事態措置・まん延防止等重点措置への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が決定した施設の使用制限、イベント開催制限等の措置に従い、町が設置又は管理する施設について必要な対応を行う。</li> <li>・学校の臨時休業については、県の方針及び学校設置者（町教育委員会）の判断に基づき対応する。</li> </ul>	健康保険課 教育総務課

主要項目	主な対策	主担当課
(4) ワクチン	<p>○住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方針に基づき、住民接種を実施する。</li> <li>・接種対象者、接種順位、接種会場等について町民に周知する。</li> <li>・高齢者施設等への出張・巡回接種を実施する。</li> </ul> <p>○接種体制の維持・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種状況を把握し、必要に応じて接種体制を拡充する。</li> <li>・県の調整のもと、特定製品に偏らない発注や地域間の融通に協力する。</li> </ul> <p>○接種記録の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種記録を適切に管理し、接種証明の発行に対応する。</li> </ul> <p>○健康被害救済制度の周知・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について、被接種者に対し情報提供を行うとともに、申請の受付及び申請を行おうとする被接種者等からの相談に適切に対応する。</li> <li>・住民接種に係る健康被害救済の実施主体として、町は、予防接種法第15条第1項に基づき、接種時において当該被接種者が住民票を有していた市町村として必要な給付を行う。</li> </ul> <p>○定期予防接種への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンデミック時においては、新型インフルエンザ等に係る特定接種及び住民接種に関する広報を推進する一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延を招くことがないよう留意し、必要な接種機会を確保するよう努める。</li> </ul>	健康保険課

主要項目	主な対策	主担当課
(5) 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療提供体制への協力           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、高鍋保健所と連携し、医療提供体制の維持に協力する。</li> <li>・医療機関からの要請に応じ、必要な支援を行う。</li> </ul> </li> <li>○自宅療養者への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高鍋保健所から情報提供を受けた自宅療養者に対し、食料品・生活必需品等の支援を行う。</li> <li>・パルスオキシメーター等の医療機器の貸出を行う（県との役割分担に基づく）。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課
(6) 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物資の確保・配布           <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄物資を必要に応じて配布する。</li> <li>・不足物資について、国、県からの供給を受けるための調整を行う。</li> </ul> </li> <li>○町民への呼びかけ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連物資等の買い占めを防止するため、町民に対し冷静な対応を呼びかける。</li> </ul> </li> </ul>	健康保険課 危機管理課

主要項目	主な対策	主担当課
(7) 町民生活・地域経済の安定確保	<p>○要配慮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要配慮者に対し、安否確認・見守りを実施する。</li> <li>・要配慮者への食料品・日用品の配布、介護・訪問診療等の生活支援を行う。</li> <li>・外国人住民に対し、多言語による情報提供を行う。</li> </ul> <p>○生活困窮者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入減少等により生活に困窮する者に対し、生活保護、生活福祉資金等の支援制度の周知・案内を行う。</li> <li>・各種支援金・給付金等の申請受付・支給事務を迅速に行う。</li> </ul> <p>○事業者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・事業者に対し、国・県の支援制度の周知・案内を行う。</li> <li>・町独自の支援策を必要に応じて実施する。</li> </ul> <p>○こころの健康・孤独孤立対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策、孤独・孤立対策の相談窓口を周知し、相談対応を行う。</li> <li>・高齢者のフレイル予防のための支援を継続する。</li> <li>・子どもの発達・発育への影響に配慮し、保健師等による相談支援を行う。</li> </ul> <p>○学校臨時休業時の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が臨時休業となった場合、児童生徒の教育・学びの継続を支援する（オンライン学習、学習教材の配布等）。</li> <li>・臨時休業中の児童生徒の居場所確保について検討する。</li> </ul>	健康保険課 福祉課 地域政策課 教育総務課 町民生活課

	<p>○火葬体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・火葬能力を超える死亡者が発生した場合に備え、遺体安置施設を確保する。</li><li>・近隣市町村との広域連携により、火葬体制を確保する。</li></ul>	
--	--	--

---

### III.参考資料

#### 1.特定接種の対象となり得る業種・職務について

##### 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となる「登録事業者」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、以下の「医療分野」および「国民生活・国民経済安定分野」に大別されます。

※具体的な業種や登録基準は、内閣官房等の最新の「特定接種の登録要領」に基づきます。

##### (1) 医療分野

新型インフルエンザ等の医療提供体制を維持するために不可欠な業務。

###### 新型インフルエンザ等医療

- 感染症指定医療機関
- 発熱外来を設置する医療機関
- 病床を確保する医療機関 等

###### 重大・緊急医療

- 救命救急センター、災害拠点病院
- 周産期母子医療センター、透析医療機関 等

###### その他の医療

- 上記以外の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション
- 柔道整復師、鍼灸師等の施術所（一部）

## (2) 国民生活・国民経済安定分野

新型インフルエンザ等の発生時においても、国民生活の最低限の維持や経済活動の安定のために業務継続が求められる分野。

### 社会機能維持者（指定公共機関等）

#### 【ライフライン】

- 電気、ガス、水道（上水道・下水道）、通信、放送

#### 【交通・物流】

- 鉄道、バス、タクシー、トラック運送、航空、海運、郵便

#### 【その他】

- 金融（銀行等）、日本赤十字社 等

### 社会機能維持者と同等の業務

上記の指定公共機関等と同様の業務を行う事業者

- LPガス事業者、地域プロバイダ、地域鉄道、一般廃棄物処理業者 等

### 国民生活の維持に必要な業務

#### 【介護・福祉】

- 老人ホーム、介護施設、障害者支援施設 等
- 児童養護施設、保育所、放課後児童クラブ 等

#### 【生活物資の供給】

- 医薬品・医療機器の製造・卸売・販売
- 食料品の製造・卸売・小売（スーパー、コンビニ等）
- 食事提供（給食事業者等）

#### 【その他】

- ガソリンスタンド、警備業、宿泊業（隔離施設等）、火葬業 等

### (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

国、都道府県、市町村等の職員のうち、対策本部の運営、消防、警察、自衛隊、検疫、保健所業務など、危機管理対応に直接携わる職員。

#### ※留意事項

特定接種の対象となるには、あらかじめ国のシステム等を通じて「登録事業者」としての登録を受ける必要があります（一部の医療機関等を除く）。

実際の接種対象・順位・時期は、発生した感染症の特性やワクチンの供給量等を踏まえ、政府対策本部において決定されます。

## 2.用語解説（五十音順）

### ○インフルエンザとは

①インフルエンザ：インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば 1~5 日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染が起こる可能性はある。

②インフルエンザウイルス：インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2 つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している）。

③鳥インフルエンザ：一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうち、H5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ（H5N1）」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

鳥インフルエンザ（H5N1）を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や、時に多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

**④新型インフルエンザ**:新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

本行動計画における「新型インフルエンザ」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

○エアロゾル感染：飛沫より小さい粒子（エアロゾル）が空気中を漂い、それを吸い込むことによって感染すること。換気の悪い密閉空間等で発生しやすい。

○基礎疾患：慢性心疾患、慢性呼吸器疾患、代謝性疾患（糖尿病等）、慢性腎疾患及び免疫機能不全等、感染症の重症化リスクとなる基礎的な疾患。

○基本的対処方針：特措法第18条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた際などに、政府対策本部長（内閣総理大臣）が定める対処に関する基本的な方針。町対策本部は、この方針に基づき対策を実施する。

○抗インフルエンザウイルス薬：インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つで、ウイルスの増殖を抑える効果があるといわれている。

○サーベイランス（発生動向調査）：感染症の発生状況を常に監視・把握すること。医療機関等からの報告を収集・分析し、その結果を迅速に関係機関や住民に提供・公開することにより、感染症のまん延防止に役立てる仕組み。

○新型コロナウイルス感染症：令和元年12月以降、中国から世界各地に拡大した、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）を病原体とする感染症。主な症状は発熱、咳、倦怠感等であり、重症化すると肺炎や呼吸不全を引き起こすことがある。感染経路は主に飛沫感染及び接触感染であるが、エアロゾル感染も指摘されている。

○接触感染：皮膚や粘膜の直接的な接触や、手すり、ドアノブ等の環境表面を介した間接的な接触により、病原体が付着することで感染すること。

○DX（デジタルトランスフォーメーション）：Digital Transformation の略。デジタル技術を浸透させることで人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。感染症対策においては、発生状況の迅速な把握・共有、支援手続きのオンライン化、テレワークの推進等に活用される。

○特定接種：新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、医療従事者、社会機能維持に関わる事業者等に対する先行接種 ※住民接種：特定接種以外の一般住民を対象とした接種

○パンデミック：感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン：新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○BCP（業務継続計画）：Business Continuity Plan の略。感染症の流行や災害時においても、優先すべき重要業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、代替資源の確保等をあらかじめ定めた計画のこと。

○飛沫感染：感染者の咳やくしゃみなどによって飛び散った飛沫（直径 5 マイクロメートル以上の水滴）に含まれる病原体が、口や鼻などの粘膜に付着することで感染すること。飛沫は 12 メートル程度で地面に落下するため、通常は 12 メートル以上離れていれば感染しない。

○要配慮者：高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人等、災害時や感染症発生時において特に配慮を要する者。

○リスクコミュニケーション：行政、専門家、町民、事業者等の関係者の間で、感染症発生時のリスクに関する情報や見解を共有し、相互に意思疎通を図ること。正確な情報の迅速な発信や、不確かな情報（デマ等）への対応も含まれる。

### 3.消毒の方法

新型インフルエンザ等は、咳やくしゃみによる飛沫感染とともに、手や指先を介した感染もあることから、感染拡大防止として痰やくしゃみで飛んだ分泌物等による汚染に対する消毒が重要である。

#### (1) 患者等の生活の場

- ①手袋、マスクを着用するとともに、使用後は口を広げたビニール袋に廃棄する
- ②ビニール袋の中の空気を押し出さないように、口をヒモ等で閉じる
- ③床や壁の表面汚染除去として、0.02~0.1%次亜塩素酸ナトリウム又は消毒用アルコールで清拭（換気に注意）する
- ④ドアノブ、トイレ便座、水道のノブ、棚など患者が触れるものは頻回に、消毒用アルコールで清拭する
- ⑤アルコール消毒等で手指を消毒し、乾燥させる

#### (2) 患者の汚物等で汚染された場所

- ①手袋、マスクを着用するとともに、使用後は口を広げたビニール袋に廃棄する
- ②患者の汚物等で汚染された床などの表面は、0.5%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた不織布などで拭き取る。汚染が著しい表面は、全体に充分に溶液をかけ 20 分間放置後、使い捨て雑巾等で拭き取る
- ③汚染された雑巾等は、ビニール袋に入れて焼却処理を行う

## 4. 咳エチケット

- 咳・くしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他のヒトから顔をそむけ、1m以上離れる
- 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える
- 咳をしている人にマスクの着用を促す  
マスクはより透過性の低いもの、たとえば医療現場にて使用される「サージカルマスク」や「不織布マスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。  
一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。
- マスクの着用は説明書をよく読んで、正しく着用する

## 5. 食料品等の2週間分備蓄例

### ○食料（長期保存可能なものの例）

**主食類：**米、乾麺類（そば、ラーメン、うどん等）、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、粉ミルク

**その他：**レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品（家庭での保存温度並びに停電に注意）、インスタントラーメン、缶詰、菓子類、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料、各種調味料

### ○日用品・衣料品の例

**常備品：**常備薬（胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏（大、小）、ガーゼ・コットン（滅菌のものとそうでないもの）、解熱鎮痛剤（アセトアミノフェンなど）  
※薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があります。購入時には、医師・薬剤師に確認してください。

**対インフルエンザ対策の物品：**マスク（不織布、1人あたり20~30枚）、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（頭や脇の下の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）、消毒用アルコール、体温計、非接触型体温計

○あると便利なもの（通常の災害時のために物品）：懐中電灯、乾電池、ローソク、ライター、携帯電話充電セット、ラジオ・携帯テレビ、カセットコンロ・ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチン用ラップ、アルミホイル、洗剤・石けん、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）、生理用品（女性）、ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）、紙おむつ

○こどものための物品：玩具、ゲーム、絵本、学習教材等

## 6.新型コロナウイルス感染症対応の教訓

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、以下のような課題が明らかとなった。本行動計画では、これらの教訓を踏まえた対策を盛り込んでいる。

○情報提供・リスクコミュニケーション

- 住民への情報提供において、情報が錯綜し、混乱を招いた事例があった
- 要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）への情報提供が不十分であった
- 双方向のコミュニケーションが不足し、住民の不安や疑問に十分応えられなかった

→改善策：多様な手段による情報提供、要配慮者に配慮した情報提供、相談窓口の充実、SNS等を活用した双方向のコミュニケーション

○医療提供体制

- 医療機関の役割分担が不明確で、医療提供体制が混乱した
- 在宅療養者への支援体制が不十分であった
- 医療従事者への感染防護具等の供給が不足した

→改善策：平時からの医療機関との連携強化、在宅療養者への支援体制の構築、感染防護具等の備蓄の充実

## ○ワクチン接種

- 接種体制の構築に時間を要した
- 接種記録の管理が煩雑であった
- 接種予約システムが使いにくく、高齢者等が利用しづらかった

→改善策：平時からの接種体制の準備、デジタル技術を活用した接種記録の管理、高齢者等にも配慮した予約システムの構築

## ○要配慮者への支援

- 在宅の要配慮者への支援が不十分であった
- 福祉施設等でのクラスター発生時の対応が困難であった
- 外国人への情報提供や相談対応が不十分であった

→改善策：要配慮者の事前把握、福祉施設等との連携強化、多言語による情報提供の充実

## ○物資の確保

- マスク、消毒液等の物資が不足し、調達が困難であった
- 備蓄物資が不足していた

→改善策：感染症対策物資の備蓄の充実、流通事業者との連携強化

## ○心身への影響

- 長期にわたる外出自粛等により、メンタルヘルスへの影響が懸念された
- 高齢者のフレイル（虚弱）の進行が懸念された
- 子どもの発達・発育への影響が懸念された

→改善策：メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育支援

## ○デジタル技術の活用

- 情報のデジタル化が不十分で、迅速な情報共有ができなかった
- オンラインでの相談対応や支援が不十分であった

→改善策：デジタル技術を活用した情報共有システムの構築、オンラインでの相談対応・支援体制の構築

---

## おわりに

本行動計画は、新型インフルエンザ等の発生に備え、町が実施すべき対策を具体的に定めたものである。

新型インフルエンザ等の発生時期や規模、病原性等を正確に予測することは困難であり、状況に応じて柔軟に対応することが求められる。そのため、本行動計画は、様々な状況を想定し、対策の選択肢を示すものとなっている。

今後、本行動計画に基づき、平時から関係機関との連携体制の強化、実践的な訓練の実施、物資の備蓄等の準備を進めるとともに、国内外の感染症発生状況や関連法令の改正等を踏まえ、適宜見直しを行っていく。

新型インフルエンザ等対策は、行政のみで実施できるものではなく、医療機関、事業者、町民等が相互に連携し、一体となって取り組むことが重要である。町民の皆様には、平時から感染症に関する正しい知識を身に付け、発生時には行政機関からの情報に基づき、冷静な行動をとることが求められる。

本町は、町民の生命と健康、生活を守るため、新型インフルエンザ等対策に全力で取り組んでいく。